

元高土政第 1437 号  
令和 2 年 3 月 30 日

各土木事務所長  
土木部各課長 様

土 木 部 長

### 指名競争入札における一者入札の取扱い（試行）について（通知）

指名競争入札における一者入札の取扱いについては、現在、入札参加者を公募する一般競争入札とは異なり競争性が必ずしも確保されていないとの理由により、建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1267 号土木部長通知）の第 4 の 3（2）及び第 5 の 1（1）の規定により、入札を中止することとし、更改入札を検討することとしています。

一方、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧工事や国土強靱化のための 3 か年緊急対策に伴う事業費の増大により建設事業者の技術者が不足していること等を背景に、施工場所が被災地域となる発注案件を中心に応札者数が減少していることに伴って、指名競争入札における一者入札により入札が中止される事例が多く発生し、事業執行の遅延が課題となっています。

このため、災害に強い県土づくりに向け、迅速かつ円滑な事業執行をはかるため、当面の間、指名競争入札における一者入札について、下記により取扱うこととします。

### 記

#### 1 試行の概要

指名競争入札において一者入札となった場合は、工事内容及び施工場所等の地域性、並びに指名状況及び更改入札への移行の可能性などについての検討を行い、その入札について、一般競争入札による競争入札と同等レベルの競争性が確保されていると判断される場合には、有効な入札として取扱い入札を続行できることとする。

#### 2 入札の執行方法について

指名競争入札の開札時に入札者が 1 者であることを確認した場合は入札執行を一時保留し、指名業者選定協議会等による審議において、上記の検討を行ったうえで競争性が確保されていると判断された場合に限り、入札を続行できる取扱いとする。

ただし、競争性が確保されていないと判断された場合は、入札を中止することとし、更改入札への移行を検討することとする。

### 3 施行日

この試行は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

### 4 その他留意事項

試行期間は、施行日から当分の間とします。

### 5 問い合わせ先

土木部土木政策課契約担当（内線 9813）